

森林公園指定管理者募集要項（案）

【 森 林 公 園 】

岩手県県民の森

岩手県滝沢森林公園

岩手県千貫石森林公園

岩手県大窪山森林公園

岩手県折爪岳森林公園

岩手県農林水産部森林保全課

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------------|----|
| 第1 | 募集内容 | 1 |
| 1 | 対象施設 | 1 |
| 2 | 指定管理者が行う業務 | 1 |
| 3 | 業務を行うに当たっての留意事項 | 3 |
| 4 | 県とのリスク分担 | 3 |
| 5 | 指定期間 | 4 |
| 6 | 業務に要する経費等 | 4 |
| 第2 | 申請に係る事項 | 4 |
| 1 | 指定管理者の申請資格 | 4 |
| 2 | 申請手続 | 5 |
| (1) | 申請の受付 | 5 |
| (2) | 提出書類 | 5 |
| (3) | 申請に関する留意事項 | 6 |
| (4) | 現地説明会 | 7 |
| (5) | 質問の受付及び回答 | 8 |
| (6) | 提供した資料の取扱い | 8 |
| 第3 | 審査及び指定管理者の選考に係る事項 | 8 |
| 1 | 審査の方法 | 9 |
| 2 | 選定基準及び審査内容 | 9 |
| 第4 | 指定管理者の指定及び協定締結に関する事項 | 10 |
| 1 | 指定管理者の指定 | 10 |
| 2 | 指定管理者との協定の締結 | 10 |
| 3 | 事業評価の実施 | 10 |
| 第5 | 業務の継続が困難となった場合の措置について | 10 |
| 1 | 指定管理者の責に帰すべき事由により 業務の継続が困難になった場合 | 11 |
| 2 | その他の事由により業務の継続が困難となった場合 | 11 |
| 第6 | 問合せ先及び書類の提出先 | 11 |

岩手県（以下「県」といいます。）は、森林公園について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」といいます。）第 244 条の 2 第 3 項の規定及び公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年岩手県条例第 36 号。以下「手續条例」といいます。）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

第 1 募集内容

1 対象施設

指定管理者を募集する森林公園は、次のとおりです。

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------|---------|
| 岩手県県民の森 | 八幡平市 |
| 岩手県滝沢森林公園 | 滝沢市 |
| 岩手県千貫石森林公園 | 胆沢郡金ヶ崎町 |
| 岩手県大窪山森林公園 | 大船渡市 |
| 岩手県折爪岳森林公園 | 二戸市 |

募集は森林公園単位で行いますが、複数の森林公園に応募することは差し支えありません。

2 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりです。（詳細は別冊「管理運営業務仕様書」のとおり。）

(1) 施設の運営、利用に関する業務

ア 森林に関する知識の普及のためのイベントや森林愛護思想の高揚を図るための体験的学習の実施、木工教室などの開催・企画に関する業務

イ 公園利用者等に対し、施設内容及び利用方法を案内・説明すること。

ウ 資料の作成、配布などの広報活動を行うこと。

エ 公園利用者等からの苦情又は提言を受け付け対応すること。

オ 公園内を巡視し、安全又は効果的な利用について指導・助言を行うこと。

カ 事故等の予防に努め、事故等があった場合には負傷者の保護のほか適切な措置等を行うこと。

キ 利用者数等の各種調査を行うこと。

ク 森林公園条例（昭和 55 年岩手県条例第 26 号。以下「条例」といいます。）第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項に規定する利用許可又は不許可を行うこと。

なお、この許可に伴う使用料は、当該指定管理者の収入とします。

ケ 条例第 7 条で規定する使用料の免除を行うこと。

コ 上記代行業務の範囲内において、関係機関等との連絡調整を行うこと。

サ 災害発生時において、利用者の安全確保等の対応を行うこと。

(2) 森林公園施設の管理に関する業務

ア 森林公園の施設（これに附帯する設備及び用具を含む。以下「公園施設」といいます。）の点検及び清掃等を行うこと。

- イ 公園施設全般に係る機能及び安全性の日常点検を行うこと。
- ウ 修景緑化木等や緑地（芝生等）を良好な状態に維持すること。
- エ 公園内の清掃を行うこと。
- オ 軽微な修繕等を行うこと。
- カ 電気料、水道料等光熱水費の支払いを行うこと。

(3) 自主事業

自主事業に関する企画・実施に関する業務

ただし施設の設置目的の範囲内の事業に限る。

(4) その他、運営、利用、管理上必要とする業務を行うこと。

なお、指定管理者は、清掃や設備の保守点検等個々具体的な業務を県と協議のうえ第三者に委託することは差し支えありませんが、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

指定管理者と県の役割分担は、次のとおりです。

| 項目 | 内容 | 指定管理者 | 県 |
|----------------------------|--|-------------|---|
| 公園の管理運営 | 企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、 県民協働、自然環境保全、利用促進活動等 | ○ | |
| | 損害保険への加入（注1） | ○ | |
| 周辺地域・住民 及び施設利用者 への対応 | 施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設 利用者からの反対、訴訟、要望への対応 | ○ | |
| | 上記以外の住民対応 | | ○ |
| 公園施設の維持 管理 | 修景緑化木等や緑地（芝生等）の管理、清掃、 施設の保守点検、設備等の法定点検 | ○ | |
| 公園内の森林の 保育のために必 要な施業 | 立木の枝打、除伐、間伐等 | ○ | |
| 安全衛生管理 | | ○ | |
| 物品管理 | | ○ | |
| 災害時対応 | 待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置 | ○ (主として) | |
| 災害復旧 | (軽微なものを除く。) | | ○ |
| 公園施設の整 備、改修 | | | ○ |

(注1) 現在、加入している保険内容は次のとおりであり、同水準以上の保険に加入していただきます。

- ① 保険の種類 賠償責任保険
- ② 保険の内容 対人賠償 1名につき2百万円、1事故につき1千万円
対物賠償 1事故につき50万円

3 業務を行うに当たっての留意事項

(1) 業務を行うに当たっては、次の事項を遵守していただきます。

- ア 森林公園設置の目的を効果的かつ効率的に達成すること。
- イ 県民の平等な利用を確保すること。
- ウ 利用者のニーズを把握し、サービス向上に努めること。
- エ 環境保全に配慮すること。
- オ 指定管理者が提出した管理計画に基づき適正に管理すること。
- カ 業務遂行に当たっては、関連する法令等を遵守すること。

(参考) 関連する法令等は多岐にわたりますが、主な法令等を例示すると次のとおりです。

地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則、森林法、森林公園条例、森林公園条例施行規則、県立自然公園条例、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、建築基準法、消防法、浄化槽法、大気汚染防止法、電気事業法、労働基準法、個人情報保護条例、県が締結する契約に関する条例 等

(2) 県は、指定管理者に対し、当該施設の適正な管理を期すため、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります（自治法第244条の2第10項）。

4 県とのリスク分担

指定管理者と県のリスク分担は、次のとおりです。

| 段階 | 種類 | 内容 | 指定管理者 | 県 |
|----------|--------------------|--|-------|---|
| 申請 | 申請コスト | 申請費用（プレゼンテーション参加費用を含む。）の負担 | ○ | |
| 準備 | 資金調達 | 必要な資金の確保、事務引継を受けるための経費等の準備に要する費用 | ○ | |
| 管理 運営 | 法令等の変更 | 指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更 | ○ | |
| | 物価変動 | 指定後のインフレ・デフレ | ○ | |
| | 金利変動 | 金利の変動に伴う経費の増 | ○ | |
| | 施設競合 | 施設競合による利用者減、収入減 | ○ | |
| | 需要変動 | 当初の需要見込みと異なる状況（天候不順による利用者減を含む。） | ○ | |
| | 不可抗力 | 自然災害等県、指定管理者いずれの責めにも帰すことができない現象による業務の変更、中止 | 協議事項 | |
| | 運営費の膨張 | 県以外の要因による運営費の膨張 | ○ | |
| 施設・設備の損傷 | 管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷 | ○ | | |

| 段階 | 種類 | 内容 | 指定管理者 | 県 |
|----|----------|---|-------|---|
| | | その他の事由による施設の損傷（軽微なものを除く。） | | ○ |
| | 書類の誤り | 仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの | | ○ |
| | | 事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの | ○ | |
| | 賠償責任 | 本業務における公害、生活環境の阻害等による賠償 | ○ | |
| | | 管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害 | ○ | |
| | | 施設の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害 | 協議事項 | |
| | 運営リスク | 管理上の瑕疵による臨時休園等に伴う運営リスク | ○ | |
| | | 施設、機器等の不備による臨時休園等に伴う運営リスク | 協議事項 | |
| | セキュリティ | 警備等の不備による情報漏えい、犯罪発生 | ○ | |
| | 事業終了時の費用 | 指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用 | ○ | |

5 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とします。

ただし、管理の代行を継続させることが適当でない認められるときは、この期間内であっても指定を取り消す場合があります。

6 業務に要する経費等

指定管理者が行う業務は、施設利用者が負担する利用料金及び県が支出する管理代行料により行っていただきます。

県が支出する管理代行料は、指定管理者の収支計画及び収支実績を踏まえ協議のうえ、予算の範囲内において毎年度締結する協定の中で決定します。

第2 申請に係る事項

1 指定管理者の申請資格

申請ができる団体は、次のとおりです。

(1) 法人その他の団体であること。

ア 申請できる団体は、団体又は複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）とし、法人格の有無は問いません。

グループで応募する場合は、必ず全体を統括する代表団体を定めてください。
なお、個人での申請はできません。

- イ 単独で申請している団体は、同一の森林公園について、他のグループの構成団体となって申請することはできません。
- ウ グループで申請している団体の構成団体は、同一の森林公園について、他のグループの構成団体となって申請することはできません。
- (2) 県内に事業所又は営業所を有すること。(設置予定を含む。)
- (3) 申請団体又はグループの構成団体が、次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する場合(地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者)
 - イ 県から指名停止措置を受けている団体
 - ウ 税を滞納している団体
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生手続を行っている団体
- (4) 申請団体又はグループの構成団体の役員に、次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

なお、グループ申請の場合、県が申請を受理した後に代表団体及び構成団体を変更することは、原則としてできません。

2 申請手続

(1) 申請の受付

ア 受付期間 平成29年()月()日()から平成29年()月()日()まで
9時から17時まで(土、日、祝祭日を除く。)

イ 提出先 岩手県農林水産部森林保全課

(注2) 郵送による申請も受け付けますが、書留としてください。なお、締切日必着とします。

(注3) 電子メール、ファクシミリ等による提出は受け付けません。

ウ 提出部数 正本1部、副本5部

(注4) 副本の添付書類は、すべて写しで差し支えありません(原本証明は不要です。)

(2) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出していただきます。

また、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 指定管理者指定申請書(様式第1号)

- イ 団体概要書（様式第2号）
- ウ 主要業務実績一覧（様式第3号）
- ※エ 共同体結成届出書（様式第4号）
- ※オ 共同体協定書（様式は任意）
- ※カ 委任状（様式第5号）
- キ 公園管理の方針及び申請団体の概要について（様式第6号）
- ク 収支計画書（様式第7号）
- ケ 収支計画の考え方（様式第7号別紙）
- コ 人員配置計画書（様式第8号）
- サ 利用促進及び施設管理計画について（様式第9号）
- シ 再委託予定調書（様式第10号）
- ス 災害時・緊急時の対応（様式第11号）
- セ 誓約書（様式第12号）

※の書類はグループで応募する場合のみ必要です。

また、次の書類を添付していただきます（グループで申請する場合は、その構成団体すべてについて提出願います。）。

- ① 定款、寄付行為、規約その他これに代わる書類
- ② 役員名簿
- ③ 法人にあっては登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し）
- ④ 事業報告書、貸借対照表、損益計算書（財務諸表については過去3カ年分）
- ⑤ 国税、県税の未納がないことの証明書

(3) 申請に関する留意事項

ア 申請書作成に当たっての留意事項

- (ア) 申請書等の様式は定められた様式によるとともに、それぞれの様式に記載されている注書の指示に従って作成してください。
- (イ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。

イ 失格又は無効

次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効となることがあります。

- (ア) 提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (ウ) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- (エ) 複数の事業計画書を提出したとき。
- (オ) 岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）の委員又は本件業務に従事する本県職員に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。
- (カ) 申請資格を有していないことが判明したとき。
- (キ) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (ク) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を

行うことについてふさわしくないと県が認めたとき。

(ク) その他不正な行為があったと県が認めたとき。

ウ 申請書類の取扱い

(ア) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、本件指定に関係して公表する場合その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとします。

(イ) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(ロ) 返却等

提出された書類は、返却いたしません。

エ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式は任意）を提出してください。

オ 提案する額について

管理代行料の算出に当たっては、以下のとおり上限額を設定しますので、上限額を上回らない範囲で提案願います。

| 名 称 | 管理代行料の上限額 | | |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32～34 年度 |
| 岩手県県民の森 | 25,774,000 円 | 26,017,000 円 | 26,253,000 円 |
| 岩手県滝沢森林公園 | 19,234,000 円 | 19,416,000 円 | 19,591,000 円 |
| 岩手県千貫石森林公園 | 4,493,000 円 | 4,535,000 円 | 4,577,000 円 |
| 岩手県大窪山森林公園 | 3,684,000 円 | 3,724,000 円 | 3,749,000 円 |
| 岩手県折爪岳森林公園 | 3,359,000 円 | 3,391,000 円 | 3,421,000 円 |

(4) 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催しますので、参加を希望される方は、申込書（様式第 14 号）に記入のうえ、郵送又はファクシミリで期限までにお申し込みください。

期限までに参加の申し込みがない場合は説明会の開催を取り止めることがあります。

ア 県民の森

日 時 平成 29 年()月()日() ()時から

集合場所 森林ふれあい学習館（フォレスト I(アイ)）

申 込 先 盛岡広域振興局林務部森林保全課 森林公園担当

電話 019(629)6618 Fax 019(629)6624

※ 申込期限 平成 29 年()月()日() 17 時まで

イ 滝沢森林公園

日 時 平成 29 年()月()日() ()時から

集合場所 ネイチャーセンター

申込先 盛岡広域振興局林務部森林保全課 森林公園担当

電話 019(629)6618 Fax 019(629)6624

※ 申込期限 平成29年()月()日() 17時まで

ウ 千貫石森林公園

日時 平成29年()月()日() ()時から

集合場所 もりの学び舎

申込先 県南広域振興局林務部森林保全課 森林公園担当

電話 0197(48)2426 Fax 0197(22)6194

※ 申込期限 平成29年()月()日() 17時まで

エ 大窪山森林公園

日時 平成29年()月()日() ()時から

集合場所 もりの学び舎

申込先 沿岸広域振興局農林部

大船渡農林振興センター森林保全課 森林公園担当

電話 0192(27)9914 Fax 0192(27)8543

※ 申込期限 平成29年()月()日() 17時まで

オ 折爪岳森林公園

日時 平成29年()月()日() ()時から

集合場所 もりの学び舎

申込先 県北広域振興局農政部

二戸農林振興センター林務室森林保全課 森林公園担当

電話 0195(23)9204 Fax 0195(25)5652

※ 申込期限 平成29年()月()日() 17時まで

(5) 質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答します。

ア 質問の受付期間

平成29年()月()日()9時から平成29年()月()日()17時まで

イ 質問の受付方法

質問書(様式第13号)により、電子メール又はファクシミリで岩手県農林水産部森林保全課あて送信願います(記載漏れ又は申請資格のない方からの質問にはお答えしかねる場合があります。)

ウ 回答方法

回答は電子メール又はファクシミリにより質問者あて直接回答するとともに、質問者の独自のノウハウに係る事項を除き、県森林保全課のホームページで公開します。

(6) 提供した資料の取扱い

県が提供した資料等について、本件の申請以外の目的のために使用することを禁じます。

第3 審査及び指定管理者の選考に係る事項

1 審査の方法

指定管理者の指定に当たっては、選定委員会において審査を行い、指定管理者として指定する団体の交渉順位を決定します。

2 選定基準及び審査内容

指定管理者を選考する際の選定基準、審査内容及び配点は次のとおりです。

| 選定基準 | 審査項目 | 審査内容 | 配点 | |
|--|---|---|----|----|
| 1 県民の平等な利用の確保が図られるものであること。 【手続条例第3条第1号】 | 設置目的の理解 | 管理の基本方針が明確となっており、事業計画が、施設の設置目的を理解した内容となっているか。 | 5 | 10 |
| | 平等利用の確保 | 県民の平等な利用が図られる内容となっているか。 | 5 | |
| 2 施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。 【手続条例第3条第3号】 | 収支計画 | 収入、支出の積算が妥当であり、管理計画との整合性は図られているか。 | 4 | 35 |
| | 経営基盤 | 経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。 | 8 | |
| | 実施体制 | (1)施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員構成、職員数であるか。 (2)構成団体が指定管理の管理運営を行うことができる職員構成、職員数であるか。 | 8 | |
| | | (1)施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。 (2)労務管理、経理処理が適正に行うことができる体制・仕組みとなっているか。 | 8 | |
| 経験実績 | 同様施設又はこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。 | 7 | | |
| 3 設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。 【手続条例第3条第2号】 | 利用促進のための計画 | 施設の利用促進に向け、具体的な方策等を有しているか。 | 6 | 45 |
| | | 地域住民や関係機関・団体との連携が図られる計画となっているか。 | 4 | |
| | サービス向上のための計画 | 利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 | 10 | |
| | | 利用者からのクレーム対応方法は適切か。 | 5 | |
| | 施設管理の手法 | 適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。 | 10 | |
| | | 効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。 | 5 | |
| 環境に配慮した管理運営となっているか。 | | 5 | | |

| 選定基準 | 審査項目 | 審査内容 | 配点 | |
|-----------------------|------|---------------------------|------|----|
| 4 その他 【手続条例第3条第4号】 | 災害対応 | 災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。 | 5 | 10 |
| | 情報管理 | 個人情報保護対策は万全か。 | 5 | |
| 合 計 | | | 100点 | |

第4 指定管理者の指定及び協定締結に関する事項

1 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の内定

県は、選定委員会の審査結果を受け、順位の最も上位の者と細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者として内定、仮協定を締結します。協議が整わない場合は、次順位の団体と協議を行います。

なお、内定は10月を予定しています。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、自治法第244の2（公の施設の設置、管理及び廃止）第6項の規定に基づく県議会の議決後となります。

なお、県議会への提案は、平成29年12月議会を予定しています。

2 指定管理者との協定の締結

指定管理者の指定は行政処分であり私法上の契約ではありませんが、細目協議の内容を踏まえ、次のような内容について協定を締結します。

なお、協定の締結時期は、平成30年度の予算成立後となります。

- (1) 協定の期間（平成30年4月1日から平成35年3月31日まで）
- (2) 管理に要する経費の額及び支払い方法について
- (3) 情報公開及び個人情報の保護について
- (4) 開園期間、開園時間、休園日について
- (5) 指定の取消し等について
- (6) 指定管理者と県の責任分担について
- (7) 損害賠償及び原状回復について
- (8) 事業計画書及び事業報告書について
- (9) その他必要な事項

3 事業評価の実施

指定管理者は、県に対し協定に基づき毎年度業務実績の報告を行います。この他、業務仕様書などで定める毎月の報告事項があります。

第5 業務の継続が困難となった場合の措置について

指定期間内に業務の継続が困難となった場合、県は次のとおり措置します。

なお、この場合、指定管理者は次の指定管理者が円滑かつ支障なく管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければなりません。

1 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合

県は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります（自治法第244条の2第11項）。

また、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等適正な管理に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、指定を取り消すなどの措置を取ることがあります。

これらにより県が被った損害について、指定管理者は賠償するものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、業務の継続の可否について協議するものとします。

第6 お問合せ先及び書類の提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県農林水産部森林保全課 県有林担当

電話 019(629)5797 Fax 019(629)5789

電子メールアドレス AF0012@pref.iwate.jp

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is crucial for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for consistent data collection procedures and the use of advanced analytical techniques to derive meaningful insights from the data.

3. The third part of the document focuses on the implementation of data-driven strategies. It discusses how the insights gained from data analysis can be used to inform decision-making and optimize organizational performance.

4. The fourth part of the document addresses the challenges and risks associated with data management. It provides recommendations for mitigating these risks and ensuring the security and integrity of the data.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key findings and recommendations. It reiterates the importance of a data-driven approach and encourages the organization to continue to refine its data management practices over time.